

OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD8原則	個人情報取扱事業者の義務
<p><u>目的明確化の原則</u> 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき</p> <p><u>利用制限の原則</u> データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用してはならない</p>	<p>利用目的をできる限り特定しなければならない。(第15条)</p> <p>利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。(第16条)</p> <p>本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。(第23条)</p>
<p><u>収集制限の原則</u> 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき</p>	<p>偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)</p>
<p><u>データ内容の原則</u> 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき</p>	<p>正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)</p>
<p><u>安全保護の原則</u> 合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき</p>	<p>安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条)</p> <p>従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。(第21、22条)</p>
<p><u>公開の原則</u> データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき</p> <p><u>個人参加の原則</u> 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申立を保証するべき</p>	<p>取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)</p> <p>利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)</p> <p>本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条)</p> <p>本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)</p> <p>本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)</p>
<p><u>責任の原則</u> 管理者は諸原則実施の責任を有する</p>	<p>苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)</p>

* 各義務規定には適宜除外事由あり。